



2025年2月12日

各位

会社名 応用地質株式会社
代表者名 代表取締役社長 天野 洋文
(コード: 9755 東証プライム)
問合せ先 執行役員 事務本部長 稲吉 俊博
(TEL. 03-5577-4501)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年10月11日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、2025年3月26日開催予定の第68回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。これに伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

監査・監督機能の強化および意思決定の迅速化により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図り、企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業の現状に即し、現行定款第2条(目的)に所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の柔軟な運営が可能となるよう、現行定款第23条(取締役会の招集権者および議長)に所要の変更を行うものであります。
- (4) 資本政策および配当政策の機動的な遂行が可能となるよう、変更案のとおり第34条(剰余金の配当等の決定機関)および第35条(剰余金の配当の基準日)第2項を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)および現行定款第39条(中間配当)を削除するものであります。
- (5) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (16) (条文省略) (新設)</p> <p>(17) (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第2章 株式 (自己株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条~第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いお</p>	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (16) (現行どおり)</p> <p><u>(17) 脱炭素および再生可能エネルギーに関わる事業</u></p> <p>(18) (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (削除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第2章 株式 (削除)</p> <p>第7条~第9条 (現行どおり) (現行定款第8条を第7条とし、以下現行第10条まで1条ずつ繰り上げる)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または<u>取締役会</u>の決議によって<u>委任を受けた取締役</u>が定め、これを公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いお</p>

現行定款	変更案
<p>よび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>よび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり) (現行定款第13条を第12条とし、以下現行第18条まで1条ずつ繰り上げる)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長2名以内を定めることができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があ</p>	<p><u>監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長2名以内を定めることができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3. <u>前2項の定めにかかわらず、監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、<u>取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集</p>

現行定款	変更案
<p>るときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条～第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第<u>35</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第<u>30</u>条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定する<u>ことができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第<u>31</u>条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第<u>32</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>38</u>条 (条文省略) (新設)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>39</u>条 当社は、取締役会の決議によ って、毎年6月30日を基準日として中 間配当をすることができる。</p> <p>第<u>40</u>条 (条文省略) (新設) (新設)</p>	<p>第<u>34</u>条 当社は、剰余金の配当等の会 社法第459条第1項各号に定める事項に ついては、法令に別段の定めのある場合 を除き、取締役会の決議により定めるこ とができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月 30日とする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第<u>1</u>条 2025年3月開催の第68回定時株主 総会終結前の監査役(監査役であった者 を含む。)の行為に関する会社法第423 条第1項の損害賠償責任の取締役会決議 による免除については、なお従前の例に よる。</p> <p>2. 2025年3月開催の第68回定時株主総会終 結前の監査役(監査役であった者を含 む。)の行為に関する会社法第423条第1 項の損害賠償責任を限定する契約につい ては、なお従前の例による。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2025年3月26日(水)(予定)

定款変更の効力発生日

2025年3月26日(水)(予定)

以上